

「技術戦略検討部会 IoT 人材育成分科会」
設置要綱

(設置)

第1条 技術戦略検討部会 設置要項第3条に基づき、IoT 人材育成分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 分科会は、IoT の利活用等に必要な基本知識の要件に関する検討と IoT の利活用等を行う人材の育成推進方策の検討等を行うことを目的とする。

(運営)

第3条 分科会は、技術戦略検討部会長の指名に基づき分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会の活動を取りまとめ、これを技術戦略検討部会に報告する。
- 3 分科会には、分科会長代理を置くことができ、分科会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 分科会長代理は、分科会長を補佐し、分科会長不在時において、その業務を代行する。
- 5 分科会長は、分科会に、個別のテーマに関する検討を行うタスクフォース、アドホックを設置することができる。
- 6 その他、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定めるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、本プロジェクトの運営に関し必要な事項は、別途定めることができる。

附 則

この規程は、分科会設立日（平成28年9月27日）から施行する。